

インフルエンザ菌 b 型（Hib） ワクチン購入仕様書

1 インフルエンザ菌 b 型（Hib） ワクチンの包装形態、予定本数及び販売元について

物品名	包装形態	販売元	予定本数
インフルエンザ菌 b 型（Hib） ワクチン	瓶入 1 人分 1 本、 溶剤 1 本 0.5ml	・サノフィ（株）	2 3 0 セット

※上記で指定する販売元のワクチンを、医療機関の需要に応じて納入できること。

※上記販売元との取引証明書を提出すること。

2 ワクチン納入場所

明石市内の予防接種実施医療機関 4 0 医院

（落札決定後、発注担当課より、医療機関名、所在地及び連絡先を指示する。）

※下記 3 の納入期間内において、予防接種実施医療機関が追加された場合は、必ず対応しなければならない。

3 納入期間

2 0 2 5 年（令和 7 年） 4 月 1 日から 2 0 2 6 年（令和 8 年） 3 月 3 1 日まで

4 ワクチン運搬、納入及び保管方法

- 上記 2 の医療機関への納入は直送すること。
- 「予防接種ワクチンの取扱いについて」（昭和 4 1 年 6 月 1 1 日衛発第 4 0 9 号 各都道府県知事あて公衆衛生局長通知）、「ワクチン等生物学的製剤の取り扱いについて」（昭和 4 2 年 1 1 月 4 日薬発第 7 9 2 号 各都道府県知事あて薬務局長通知）、「ワクチン等生物学的製剤の適正な取り扱いについて」（昭和 4 5 年 3 月 1 1 日薬菌発第 1 5 号 都道府県衛生主管部（局）長あて薬務局細菌製剤課長通知）及び「**予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について**」（令和 6 年 9 月 2 7 日感発 0 9 2 7 第 2 号 各都道府県知事あて厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知）の別添「定期接種実施要領」を厳守し、保管及び運搬中の温度管理等は適正にすること。
- 上記 1 で指定されているワクチンで国家検定に合格したことを示す検定証紙が貼られた認定品（未開封）を納入すること。
- 上記 2 の医療機関からの注文に対しては、注文日の翌日には配達が完了すること。
- 各医療機関において、年度開始日（4 月 1 日）の診療開始時から接種ができるよう、ワクチンを配達しなければならない。
- 販売元側の都合により各ワクチンの納入が困難となった場合は、明石市発注担当課と協議すること。

5 報告及び請求方法は下記のとおりである。

毎月初め（営業日から 5 日目まで）に、医療機関ごとのワクチン集計表（指定様式あり）と、納品伝票及び返品（交換）伝票を医療機関ごとに並び替えをして、請求書と一緒に明石市発注担当課へ提出すること。

6 その他

- 予定本数については、上記 3 の納入期間内に、予防接種制度の改正や新ワクチンの販売が開始された場合は、この限りではない。
- 契約締結後、新たに定期接種に導入されるワクチンについては、同一単価で同等品として指定する場合がある。

小児用肺炎球菌ワクチン購入仕様書

1 沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチン及び沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンの包装形態、予定本数及び販売元について

物品名	包装形態	販売元	予定本数
沈降 15 価肺炎球菌 結合型ワクチン	シリンジ 0.5ml/本	・MSD (株)	1, 000 本
沈降 20 価肺炎球菌 結合型ワクチン	シリンジ 0.5ml/本	・ファイザー (株)	8, 400 本

※上記で指定する販売元のいずれのワクチンも、医療機関の需要に応じて納入できること。

※上記販売元との取引証明書を提出すること。

2 ワクチン納入場所

明石市内の予防接種実施医療機関 40 医院

(落札決定後、発注担当課より、医療機関名、所在地及び連絡先を指示する。)

※下記 3 の納入期間内において、予防接種実施医療機関が追加された場合は、必ず対応しなければならない。

3 納入期間

2025 年 (令和 7 年) 4 月 1 日から 2026 年 (令和 8 年) 3 月 31 日まで

4 ワクチン運搬、納入及び保管方法

(1) 上記 2 の医療機関への納入は直送すること。

(2) 「予防接種ワクチンの取扱いについて」(昭和 41 年 6 月 11 日衛発第 409 号 各都道府県知事あて公衆衛生局長通知)、「ワクチン等生物学的製剤の取り扱いについて」(昭和 42 年 11 月 4 日薬発第 792 号 各都道府県知事あて薬務局長通知)、「ワクチン等生物学的製剤の適正な取り扱いについて」(昭和 45 年 3 月 11 日薬菌発第 15 号 都道府県衛生主管部 (局) 長あて薬務局細菌製剤課長通知) 及び「**予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について**」の一部改正について (令和 6 年 9 月 27 日感発 0927 第 2 号 各都道府県知事あて厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知) の別添「定期接種実施要領」を厳守し、保管及び運搬中の温度管理等は適正にすること。

(3) 上記 1 で指定されているワクチンで国家検定に合格したことを示す検定証紙が貼られた認定品 (未開封) を納入すること。

(4) 上記 2 の医療機関からの注文に対しては、注文日の翌日には配達完了すること。

(5) 各医療機関において、年度開始日 (4 月 1 日) の診療開始時から接種ができるよう、ワクチンを配達しなければならない。

(6) 販売元側の都合により各ワクチンの納入が困難となった場合は、明石市発注担当課と協議すること。

5 報告及び請求方法は下記のとおりである。

毎月初め (営業日から 5 日目まで) に、医療機関ごとのワクチン集計表 (指定様式あり) と、納品伝票及び返品 (交換) 伝票を医療機関ごとに並び替えをして、請求書と一緒に明石市発注担当課へ提出すること。

6 その他

(1) 予定本数については、上記 3 の納入期間内に、予防接種制度の改正や新ワクチンの販売が開始された場合は、この限りではない。

(2) 契約締結後、新たに定期接種に導入されるワクチンについては、同一単価で同等品として指定する場合がある。

経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン購入仕様書

1 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンの包装形態、予定本数及び販売元について

物品名	包装形態	販売元	予定本数
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	チューブ 1.5ml／本	・グラクソ・ スミスクライン（株）	2, 8 0 0 本

※上記で指定する販売元のワクチンを、医療機関の需要に応じて納入できること。

※上記販売元との取引証明書を提出すること。

2 ワクチン納入場所

明石市内の予防接種実施医療機関 4 0 医院

（落札決定後、発注担当課より、医療機関名、所在地及び連絡先を指示する。）

※下記 3 の納入期間内において、予防接種実施医療機関が追加された場合は、必ず対応しなければならない。

3 納入期間

2 0 2 5 年（令和 7 年） 4 月 1 日から 2 0 2 6 年（令和 8 年） 3 月 3 1 日まで

4 ワクチン運搬、納入及び保管方法

- 上記 2 の医療機関への納入は直送すること。
- 「予防接種ワクチンの取扱いについて」（昭和 4 1 年 6 月 1 1 日衛発第 4 0 9 号 各都道府県知事あて公衆衛生局長通知）、「ワクチン等生物学的製剤の取り扱いについて」（昭和 4 2 年 1 1 月 4 日薬発第 7 9 2 号 各都道府県知事あて薬務局長通知）、「ワクチン等生物学的製剤の適正な取り扱いについて」（昭和 4 5 年 3 月 1 1 日薬菌発第 1 5 号 都道府県衛生主管部（局）長あて薬務局細菌製剤課長通知）及び「**予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について**」の一部改正について（令和 6 年 9 月 2 7 日感発 0 9 2 7 第 2 号 各都道府県知事あて厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知）の別添「定期接種実施要領」を厳守し、保管及び運搬中の温度管理等は適正にすること。
- 上記 1 で指定されているワクチンで国家検定に合格したことを示す検定証紙が貼られた認定品（未開封）を納入すること。
- 上記 2 の医療機関からの注文に対しては、注文日の翌日には配達が完了すること。
- 各医療機関において、**年度開始日（4 月 1 日）**の診療開始時から接種ができるよう、ワクチンを配達しなければならない。
- 販売元側の都合により各ワクチンの納入が困難となった場合は、明石市発注担当課と協議すること。

5 報告及び請求方法は下記のとおりである。

毎月初め（営業日から 5 日目まで）に、医療機関ごとのワクチン集計表（指定様式あり）と、納品伝票及び返品（交換）伝票を医療機関ごとに並び替えをして、請求書と一緒に明石市発注担当課へ提出すること。

6 その他

- 予定本数については、上記 3 の納入期間内に、予防接種制度の改正や新ワクチンの販売が開始された場合は、この限りではない。
- 契約締結後、新たに定期接種に導入されるワクチンについては、同一単価で同等品として指定する場合がある。

五価経口弱毒生ロタウイルスワクチン購入仕様書

1 五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンの包装形態、予定本数及び販売元について

物品名	包装形態	販売元	予定本数
五価経口弱毒生ロタウイルスワクチン	チューブ 2.0ml／本	・MSD（株）	2, 8 0 0 本

※上記で指定する販売元のワクチンを、医療機関の需要に応じて納入できること。

※上記販売元との取引証明書を提出すること。

2 ワクチン納入場所

明石市内の予防接種実施医療機関 4 0 医院

（落札決定後、発注担当課より、医療機関名、所在地及び連絡先を指示する。）

※下記 3 の納入期間内において、予防接種実施医療機関が追加された場合は、必ず対応しなければならない。

3 納入期間

2 0 2 5 年（令和 7 年）4 月 1 日から 2 0 2 6 年（令和 8 年）3 月 3 1 日まで

4 ワクチン運搬、納入及び保管方法

- (1) 上記 2 の医療機関への納入は直送すること。
- (2) 「予防接種ワクチンの取扱いについて」（昭和 4 1 年 6 月 1 1 日衛発第 4 0 9 号 各都道府県知事あて公衆衛生局長通知）、「ワクチン等生物学的製剤の取り扱いについて」（昭和 4 2 年 1 1 月 4 日薬発第 7 9 2 号 各都道府県知事あて薬務局長通知）、「ワクチン等生物学的製剤の適正な取り扱いについて」（昭和 4 5 年 3 月 1 1 日薬菌発第 1 5 号 都道府県衛生主管部（局）長あて薬務局細菌製剤課長通知）及び「**予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について**」（令和 6 年 9 月 2 7 日感発 0 9 2 7 第 2 号 各都道府県知事あて厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知）の別添「定期接種実施要領」を厳守し、保管及び運搬中の温度管理等は適正にすること。
- (3) 上記 1 で指定されているワクチンで国家検定に合格したことを示す検定証紙が貼られた認定品（未開封）を納入すること。
- (4) 上記 2 の医療機関からの注文に対しては、注文日の翌日には配達完了すること。
- (5) 各医療機関において、**年度開始日（4 月 1 日）**の診療開始時から接種ができるよう、ワクチンを配達しなければならない。
- (6) 販売元側の都合により各ワクチンの納入が困難となった場合は、明石市発注担当課と協議すること。

5 報告及び請求方法は下記のとおりである。

毎月初め（営業日から 5 日目まで）に、医療機関ごとのワクチン集計表（指定様式あり）と、納品伝票及び返品（交換）伝票を医療機関ごとに並び替えをして、請求書と一緒に明石市発注担当課へ提出すること。

6 その他

- (1) 予定本数については、上記 3 の納入期間内に、予防接種制度の改正や新ワクチンの販売が開始された場合は、この限りではない。
- (2) 契約締結後、新たに定期接種に導入されるワクチンについては、同一単価で同等品として指定する場合がある。

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合 ワクチン（五種混合ワクチン）購入仕様書

1 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンの包装形態、予定本数及び販売元について

物品名	包装形態	販売元	予定本数
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチン (五種混合ワクチン)	シリンジ 0.5ml／本 バイアル 1 人分 1 本	・Meiji Seika ファルマ(株)	9, 200 本
	シリンジ 0.5ml／本	・田辺三菱製薬 (株)	

※上記で指定する販売元のいずれのワクチンも、医療機関の需要に応じて納入できること。

※上記販売元との取引証明書を提出すること。

2 ワクチン納入場所

明石市内の予防接種実施医療機関 40 医院

（落札決定後、発注担当課より、医療機関名、所在地及び連絡先を指示する。）

※下記 3 の納入期間内において、予防接種実施医療機関が追加された場合は、必ず対応しなければならない。

3 納入期間

2025 年（令和 7 年）4 月 1 日から 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日まで

4 ワクチン運搬、納品及び保管方法

(1) 上記 2 の医療機関への納入は直送すること。

(2) 「予防接種ワクチンの取扱いについて」（昭和 41 年 6 月 11 日衛発第 409 号 各都道府県知事あて公衆衛生局長通知）、「ワクチン等生物学的製剤の取扱いについて」（昭和 42 年 11 月 4 日薬発第 792 号 各都道府県知事あて薬務局長通知）、「ワクチン等生物学的製剤の適正な取扱いについて」（昭和 45 年 3 月 11 日薬菌発第 15 号 都道府県衛生主管部（局）長あて薬務局細菌製剤課長通知）及び「**予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について**」の一部改正について（令和 6 年 9 月 27 日感発 0927 第 2 号 各都道府県知事あて厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知）の別添「定期接種実施要領」を厳守し、保管及び運搬中の温度管理等は適正にすること。

(3) 上記 1 で指定されているワクチンで国家検定に合格したことを示す検定証紙が貼られた認定品（未開封）を納入すること。

(4) 上記 2 の各医療機関からの注文に対しては、注文日の翌日には配達完了すること。

(5) 各医療機関において、年度開始日（4 月 1 日）の診療開始時から接種ができるよう、ワクチンを配達しなければならない。

(6) 販売元側の都合により各ワクチンの納入が困難となった場合は、明石市発注担当課と協議すること。

5 報告及び請求方法は下記のとおりである。

毎月初め（営業日から 5 日目まで）に、医療機関ごとのワクチン集計表（指定様式あり）と、納品伝票及び返品（交換）伝票を医療機関ごとに並び替えをして、請求書と一緒に明石市発注担当課へ提出すること。

6 その他

(1) 予定本数については、上記 3 の納入期間内に、予防接種制度の改正や新ワクチンの販売が開始された場合は、この限りではない。

(2) 契約締結後、新たに定期接種に導入されるワクチンについては、同一単価で同等品として指定する場合がある。

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン
(四種混合ワクチン) 購入仕様書

1 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンの包装形態、予定本数及び販売元について

物品名	包装形態	販売元	予定本数
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン (四種混合ワクチン)	シリンジ 0.5ml／本	・ 田辺三菱製薬（株）	230本

※上記で指定する販売元のワクチンを、医療機関の需要に応じて納入できること。

※上記販売元との取引証明書を提出すること。

2 ワクチン納入場所

明石市内の予防接種実施医療機関 40 病院

(落札決定後、発注担当課より、医療機関名、所在地及び連絡先を指示する。)

※下記3の納入期間内において、予防接種実施医療機関が追加された場合は、必ず対応しなければならない。

3 納入期間

2025年(令和7年)4月1日から2026年(令和8年)3月31日まで

4 ワクチン運搬、納品及び保管方法

- (1) 上記 2 の医療機関への納入は直送すること。
- (2) 「予防接種ワクチンの取扱いについて」(昭和 41 年 6 月 11 日衛発第 409 号 各都道府県知事あて公衆衛生局長通知)、「ワクチン等生物学的製剤の取り扱いについて」(昭和 42 年 11 月 4 日薬発第 792 号 各都道府県知事あて薬務局長通知)、「ワクチン等生物学的製剤の適正な取り扱いについて」(昭和 45 年 3 月 11 日薬菌発第 15 号 都道府県衛生主管部(局)長あて薬務局細菌製剤課長通知)及び「**予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について**」の一部改正について(令和 6 年 9 月 27 日感発 0927 第 2 号 各都道府県知事あて厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知)の別添「定期接種実施要領」を厳守し、保管及び運搬中の温度管理等は適正にすること。
- (3) 上記 1 で指定されているワクチンで国家検定に合格したことを示す検定証紙が貼られた認定品(未開封)を納入すること。
- (4) 上記 2 の各医療機関からの注文に対しては、注文日の翌日には配達完了すること。
- (5) 各医療機関において、年度開始日(4 月 1 日)の診療開始時から接種ができるよう、ワクチンを配達しなければならない。
- (6) 販売元側の都合により各ワクチンの納入が困難となった場合は、明石市発注担当課と協議すること。

5 報告及び請求方法は下記のとおりである。

毎月初め（営業日から5日目まで）に、医療機関ごとのワクチン集計表（指定様式あり）と、納品伝票及び返品（交換）伝票を医療機関ごとに並び替えをして、請求書と一緒に明石市発注担当課へ提出すること。

6 その他

- (1) 予定本数については、上記3の納入期間内に、予防接種制度の改正や新ワクチンの販売が開始された場合は、この限りではない。
- (2) 契約締結後、新たに定期接種に導入されるワクチンについては、同一単価で同等品として指定する場合がある。

沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン
(三種混合ワクチン) 購入仕様書

1 沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンの包装形態、予定本数及び販売元について

物品名	包装形態	販売元	予定本数
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン (三種混合ワクチン)	バイアル 0.5ml／本	・田辺三菱製薬（株）	10本

※上記で指定する販売元のワクチンを、医療機関の需要に応じて納入できること。

※上記販売元との取引証明書を提出すること。

2 ワクチン納入場所

明石市内の予防接種実施医療機関 40 病院

(落札決定後、発注担当課より、医療機関名、所在地及び連絡先を指示する。)

※下記3の納入期間内において、予防接種実施医療機関が追加された場合は、必ず対応しなければならない。

3 納入期間

2025年（令和7年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日まで

4 ワクチン運搬、納品及び保管方法

- (1) 上記２の医療機関への納入は直送すること。
- (2) 「予防接種ワクチンの取扱いについて」（昭和４１年６月１１日衛発第４０９号 各都道府県知事あて公衆衛生局長通知）、「ワクチン等生物学的製剤の取り扱いについて」（昭和４２年１１月４日薬発第７９２号 各都道府県知事あて薬務局長通知）、「ワクチン等生物学的製剤の適正な取り扱いについて」（昭和４５年３月１１日薬菌発第１５号 都道府県衛生主管部（局）長あて薬務局細菌製剤課長通知）及び「**予防接種法第５条第１項の規定による予防接種の実施について**」の一部改正について（令和６年９月２７日感発０９２７第２号 各都道府県知事あて厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知）の別添「定期接種実施要領」を厳守し、保管及び運搬中の温度管理等は適正にすること。
- (3) 上記１で指定されているワクチンで国家検定に合格したことを示す検定証紙が貼られた認定品（未開封）を納入すること。
- (4) 上記２の各医療機関からの注文に対しては、注文日の翌日には配達が完了すること。
- (5) 各医療機関において、年度開始日（４月１日）の診療開始時から接種ができるよう、ワクチンを配達しなければならない。
- (6) 販売元側の都合により各ワクチンの納入が困難となった場合は、明石市発注担当課と協議すること。

5 報告及び請求方法は下記のとおりである。

毎月初め（営業日から5日目まで）に、医療機関ごとのワクチン集計表（指定様式あり）と、納品伝票及び返品（交換）伝票を医療機関ごとに並び替えをして、請求書と一緒に明石市発注担当課へ提出すること。

6 その他

- (1) 予定本数については、上記３の納入期間内に、予防接種制度の改正や新ワクチンの販売が開始された場合は、この限りではない。
- (2) 契約締結後、新たに定期接種に導入されるワクチンについては、同一単価で同等品として指定する場合がある。

不活化ポリオワクチン購入仕様書

1 不活化ポリオワクチンの包装形態、予定本数及び販売元について

物品名	包装形態	販売元	予定本数
不活化ポリオワクチン	シリンジ 0.5ml／本	・サノフィ（株）	10本

※上記で指定する販売元のワクチンを、医療機関の需要に応じて納入できること。

※上記販売元との取引証明書を提出すること。

2 ワクチン納入場所

明石市内の予防接種実施医療機関 40 病院

(落札決定後、発注担当課より、医療機関名、所在地及び連絡先を指示する。)

※下記3の納入期間内において、予防接種実施医療機関が追加された場合は、必ず対応しなければならない。

3 納入期間

2025年(令和7年)4月1日から2026年(令和8年)3月31日まで

4 ワクチン運搬、納入及び保管方法

- (1) 上記2の医療機関への納入は直送すること。
- (2) 「予防接種ワクチンの取扱いについて」(昭和41年6月11日衛発第409号 各都道府県知事あて公衆衛生局長通知)、「ワクチン等生物学的製剤の取り扱いについて」(昭和42年11月4日薬発第792号 各都道府県知事あて薬務局長通知)、「ワクチン等生物学的製剤の適正な取り扱いについて」(昭和45年3月11日薬菌発第15号 都道府県衛生主管部(局)長あて薬務局細菌製剤課長通知)及び「**予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について**」の一部改正について(令和6年9月27日感発0927第2号 各都道府県知事あて厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知)の別添「定期接種実施要領」を厳守し、保管及び運搬中の温度管理等は適正にすること。
- (3) 上記1で指定されているワクチンで国家検定に合格したことを示す検定証紙が貼られた認定品(未開封)を納入すること。
- (4) 上記2の各医療機関からの注文に対しては、注文日の翌日には配達完了すること。
- (5) 各医療機関において、年度開始日(4月1日)の診療開始時から接種ができるよう、ワクチンを配達しなければならない。
- (6) 販売元側の都合により各ワクチンの納入が困難となった場合は、明石市発注担当課と協議すること。

5 報告及び請求方法は下記のとおりである。

毎月初め（営業日から５日目まで）に、医療機関ごとのワクチン集計表（指定様式あり）と、納品伝票及び返品（交換）伝票を医療機関ごとに並び替えをして、請求書と一緒に明石市発注担当課へ提出すること。

6 その他

- (1) 予定本数については、上記3の納入期間内に、予防接種制度の改正や新ワクチンの販売が開始された場合は、この限りではない。
- (2) 契約締結後、新たに定期接種に導入されるワクチンについては、同一単価で同等品として指定する場合がある。

乾燥BCGワクチン購入仕様書

1 乾燥BCGワクチンの包装形態、予定本数及び販売元について

物品名	包装形態	販売元	予定本数
乾燥BCGワクチン	1人用／本	・日本ビーシージー製造（株）	2, 400本

※上記で指定する販売元のワクチンを、医療機関の需要に応じて納入できること。

※上記販売元との取引証明書を提出すること。

2 ワクチン納入場所

明石市内の予防接種実施医療機関 31 病院

(落札決定後、発注担当課より、医療機関名、所在地及び連絡先を指示する。)

※下記3の納入期間内において、予防接種実施医療機関が追加された場合は、必ず対応しなければならない。

3 納入期間

2025年(令和7年)4月1日から2026年(令和8年)3月31日まで

4 ワクチン運搬、納入及び保管方法

- (1) 上記 2 の医療機関への納入は直送すること。
- (2) 「予防接種ワクチンの取扱いについて」(昭和 41 年 6 月 11 日衛発第 409 号 各都道府県知事あて公衆衛生局長通知)、「ワクチン等生物学的製剤の取り扱いについて」(昭和 42 年 11 月 4 日薬発第 792 号 各都道府県知事あて薬務局長通知)、「ワクチン等生物学的製剤の適正な取り扱いについて」(昭和 45 年 3 月 11 日薬菌発第 15 号 都道府県衛生主管部(局)長あて薬務局細菌製剤課長通知)及び「**予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について**」の一部改正について(令和 6 年 9 月 27 日感発 0927 第 2 号 各都道府県知事あて厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知)の別添「**定期接種実施要領**」を厳守し、保管及び運搬中の温度管理等は適正にすること。
- (3) 上記 1 で指定されているワクチンで国家検定に合格したことを示す検定証紙が貼られた認定品(未開封)を納入すること。
- (4) 上記 2 の医療機関からの注文に対しては、注文日の翌日には配達完了すること。
- (5) 各医療機関において、年度開始日(4 月 1 日)の診療開始時から接種ができるよう、ワクチンを配達しなければならない。
- (6) 販売元側の都合により各ワクチンの納入が困難となった場合は、明石市発注担当課と協議すること。

5 報告及び請求方法は下記のとおりである。

毎月初め（営業日から5日目まで）に、医療機関ごとのワクチン集計表（指定様式あり）と、納品伝票及び返品（交換）伝票を医療機関ごとに並び替えをして、請求書と一緒に明石市発注担当課へ提出すること。

6 その他

- (1) 予定本数については、上記3の納入期間内に、予防接種制度の改正や新ワクチンの販売が開始された場合は、この限りではない。
- (2) 契約締結後、新たに定期接種に導入されるワクチンについては、同一単価で同等品として指定する場合がある。

乾燥弱毒生水痘ワクチン購入仕様書

1 乾燥弱毒生水痘ワクチンの包装形態、予定本数及び販売元について

物品名	包装形態	販売元	予定本数
乾燥弱毒生水痘ワクチン	瓶入 1 人分 1 本、 溶剤 1 本 0.7ml	・ 田辺三菱製薬（株） ・ 武田薬品工業（株）	4, 500 セット

※上記で指定する販売元のいずれのワクチンも、医療機関の需要に応じて納入できること。

※上記販売元との取引証明書を提出すること。

2 ワクチン納入場所

明石市内の予防接種実施医療機関 45 医院

（落札決定後、発注担当課より、医療機関名、所在地及び連絡先を指示する。）

※下記 3 の納入期間内において、予防接種実施医療機関が追加された場合は、必ず対応しなければならない。

3 納入期間

2025 年（令和 7 年）4 月 1 日から 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日まで

4 ワクチン運搬、納入及び保管方法

(1) 上記 2 の医療機関への納入は直送すること。

(2) 「予防接種ワクチンの取扱いについて」（昭和 41 年 6 月 11 日衛発第 409 号 各都道府県知事あて公衆衛生局長通知）、「ワクチン等生物学的製剤の取り扱いについて」（昭和 42 年 11 月 4 日薬発第 792 号 各都道府県知事あて薬務局長通知）、「ワクチン等生物学的製剤の適正な取り扱いについて」（昭和 45 年 3 月 11 日薬菌発第 15 号 都道府県衛生主管部（局）長あて薬務局細菌製剤課長通知）及び「**予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について**」の一部改正について（令和 6 年 9 月 27 日感発 0927 第 2 号 各都道府県知事あて厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知）の別添「定期接種実施要領」を厳守し、保管及び運搬中の温度管理等は適正にすること。

(3) 上記 1 で指定されているワクチンで国家検定に合格したことを示す検定証紙が貼られた認定品（未開封）を納入すること。

(4) 上記 2 の、医療機関からの注文に対しては、注文日の翌日には配達完了すること。

(5) 各医療機関において、年度開始日（4 月 1 日）の診療開始時から接種ができるよう、ワクチンを配達しなければならない。

(6) 販売元側の都合により各ワクチンの納入が困難となった場合は、明石市発注担当課と協議すること。

5 報告及び請求方法は下記のとおりである。

毎月初め（営業日から 5 日目まで）に、医療機関ごとのワクチン集計表（指定様式あり）と、納品伝票及び返品（交換）伝票を医療機関ごとに並び替えをして、請求書と一緒に明石市発注担当課へ提出すること。

6 その他

(1) 予定本数については、上記 3 の納入期間内に、予防接種制度の改正や新ワクチンの販売が開始された場合は、この限りではない。

(2) 契約締結後、新たに定期接種に導入されるワクチンについては、同一単価で同等品として指定する場合がある。

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン購入仕様書

1 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの包装形態、予定本数及び販売元について

物品名	包装形態	販売元	予定本数
乾燥細胞培養 日本脳炎ワクチン	瓶入 1 人分 1 本、 溶剤 1 本 0.7ml	・Meiji Seika ファルマ(株) ・田辺三菱製薬 (株) ・武田薬品工業 (株)	9, 8 0 0 セット

※上記で指定する販売元のいずれのワクチンも、医療機関の需要に応じて納入できること。

※上記販売元との取引証明書を提出すること。

2 ワクチン納入場所

明石市内の予防接種実施医療機関 4 8 医院

(落札決定後、発注担当課より、医療機関名、所在地及び連絡先を指示する。)

※下記 3 の納入期間内において、予防接種実施医療機関が追加された場合は、必ず対応しなければならない。

3 納入期間

2 0 2 5 年 (令和 7 年) 4 月 1 日から 2 0 2 6 年 (令和 8 年) 3 月 3 1 日まで

4 ワクチン運搬、納入及び保管方法

(1) 上記 2 の医療機関への納入は直送すること。

(2) 「予防接種ワクチンの取扱いについて」(昭和 4 1 年 6 月 1 1 日衛発第 4 0 9 号 各都道府県知事あて公衆衛生局長通知)、「ワクチン等生物学的製剤の取り扱いについて」(昭和 4 2 年 1 1 月 4 日薬発第 7 9 2 号 各都道府県知事あて薬務局長通知)、「ワクチン等生物学的製剤の適正な取り扱いについて」(昭和 4 5 年 3 月 1 1 日薬菌発第 1 5 号 都道府県衛生主管部(局)長あて薬務局細菌製剤課長通知)及び「**予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について**」の一部改正について(令和 6 年 9 月 2 7 日感発 0 9 2 7 第 2 号 各都道府県知事あて厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知)の別添「定期接種実施要領」を厳守し、保管及び運搬中の温度管理等は適正にすること。

(3) 上記 1 で指定されているワクチンで国家検定に合格したことを示す検定証紙が貼られた認定品(未開封)を納入すること。

(4) 上記 2 の、医療機関からの注文に対しては、注文日の翌日には配達完了すること。

(5) 各医療機関において、年度開始日(4 月 1 日)の診療開始時から接種ができるよう、ワクチンを配達しなければならない。

(6) 販売元側の都合により各ワクチンの納入が困難となった場合は、明石市発注担当課と協議すること。

5 報告及び請求方法は下記のとおりである。

毎月初め(営業日から 5 日目まで)に、医療機関ごとのワクチン集計表(指定様式あり)と、納品伝票及び返品(交換)伝票を医療機関ごとに並び替えをして、請求書と一緒に明石市発注担当課へ提出すること。

6 その他

(1) 予定本数については、上記 3 の納入期間内に、予防接種制度の改正や新ワクチンの販売が開始された場合は、この限りではない。

(2) 契約締結後、新たに定期接種に導入されるワクチンについては、同一単価で同等品として指定する場合がある。

沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド (二種混合ワクチン) 購入仕様書

1 沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドの包装形態、予定本数及び販売元について

物品名	包装形態	販売元	予定本数
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド (二種混合ワクチン)	瓶入 0.1ml／本	・田辺三菱製薬 (株)	2, 100本

※上記で指定する販売元のトキソイドを、医療機関の需要に応じて納入できること。

※上記販売元との取引証明書を提出すること。

2 トキソイド納入場所

明石市内の予防接種実施医療機関 47 医院

(落札決定後、発注担当課より、医療機関名、所在地及び連絡先を指示する。)

※下記 3 の納入期間内において、予防接種実施医療機関が追加された場合は、必ず対応しなければならない。

3 納入期間

2025 年 (令和 7 年) 4 月 1 日から 2026 年 (令和 8 年) 3 月 31 日まで

4 トキソイド運搬、納入及び保管方法

(1) 上記 2 の医療機関への納入は直送すること。

(2) 「予防接種ワクチンの取扱いについて」(昭和 41 年 6 月 11 日衛発第 409 号 各都道府県知事あて公衆衛生局長通知)、「ワクチン等生物学的製剤の取り扱いについて」(昭和 42 年 11 月 4 日薬発第 792 号 各都道府県知事あて薬務局長通知)、「ワクチン等生物学的製剤の適正な取り扱いについて」(昭和 45 年 3 月 11 日薬菌発第 15 号 都道府県衛生主管部 (局) 長あて薬務局細菌製剤課長通知) 及び「**予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について**」の一部改正について (令和 6 年 9 月 27 日感発 0927 第 2 号 各都道府県知事あて厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知) の別添「定期接種実施要領」を厳守し、保管及び運搬中の温度管理等は適正にすること。

(3) 上記 1 で指定されているトキソイドで国家検定に合格したことを示す検定証紙が貼られた認定品 (未開封) を納入すること。

(4) 上記 2 の医療機関からの注文に対しては、注文日の翌日には配達完了すること。

(5) 各医療機関において、年度開始日 (4 月 1 日) の診療開始時から接種ができるよう、トキソイドを配達しなければならない。

(6) 販売元側の都合により各トキソイドの納入が困難となった場合は、明石市発注担当課と協議すること。

5 報告及び請求方法は下記のとおりである。

毎月初め (営業日から 5 日目まで) に、医療機関ごとのワクチン集計表 (指定様式あり) と、納品伝票及び返品 (交換) 伝票を医療機関ごとに並び替えをして、請求書と一緒に明石市発注担当課へ提出すること。

6 その他

(1) 予定本数については、上記 3 の納入期間内に、予防接種制度の改正や新トキソイドの販売が開始された場合は、この限りではない。

(2) 契約締結後、新たに定期接種に導入されるトキソイドについては、同一単価で同等品として指定する場合がある。

組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン購入仕様書

1 組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの包装形態、予定本数及び販売元について

物品名	包装形態	販売元	予定本数
組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン	シリンジ0.5ml／本、 25ゲージ注射針	・グラクソ・ スミスクライン（株）	100本

※上記で指定する販売元のワクチンを、医療機関の需要に応じて納入できること。

※上記販売元との取引証明書を提出すること。

2 ワクチン納入場所

明石市内の予防接種実施医療機関 50医院

（落札決定後、発注担当課より、医療機関名、所在地及び連絡先を指示する。）

※下記3の納入期間内において、予防接種実施医療機関が追加された場合は、必ず対応しなければならない。

3 納入期間

2025年（令和7年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日まで

4 ワクチン運搬、納入及び保管方法

(1) 上記2の医療機関への納入は直送すること。

(2) 「予防接種ワクチンの取扱いについて」（昭和41年6月11日衛発第409号 各都道府県知事あて公衆衛生局長通知）、「ワクチン等生物学的製剤の取り扱いについて」（昭和42年11月4日薬発第792号 各都道府県知事あて薬務局長通知）、「ワクチン等生物学的製剤の適正な取り扱いについて」（昭和45年3月11日薬菌発第15号 都道府県衛生主管部（局）長あて薬務局細菌製剤課長通知）及び「**予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について**」の一部改正について（令和6年9月27日感発0927第2号 各都道府県知事あて厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知）の別添「定期接種実施要領」を厳守し、保管及び運搬中の温度管理等は適正にすること。

(3) 上記1で指定されているワクチンで国家検定に合格したことを示す検定証紙が貼られた認定品（未開封）を納入すること。

(4) 上記2の医療機関からの注文に対しては、注文日の翌日には配達完了すること。

(5) 各医療機関において、年度開始日（4月1日）の診療開始時から接種ができるよう、ワクチンを配達しなければならない。

(6) 販売元側の都合により各ワクチンの納入が困難となった場合は、明石市発注担当課と協議すること。

5 報告及び請求方法は下記のとおりである。

毎月初め（営業日から5日目まで）に、医療機関ごとのワクチン集計表（指定様式あり）と、納品伝票及び返品（交換）伝票を医療機関ごとに並び替えをして、請求書と一緒に明石市発注担当課へ提出すること。

6 その他

(1) 予定本数については、上記3の納入期間内に、予防接種制度の改正や新ワクチンの販売が開始された場合は、この限りではない。

(2) 契約締結後、新たに定期接種に導入されるワクチンについては、同一単価で同等品として指定する場合がある。

組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン購入仕様書

1 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの包装形態、予定本数及び販売元について

物品名	包装形態	販売元	予定本数
組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン	シリンジ0.5ml／本	・MSD（株）	400本

※上記で指定する販売元のワクチンを、医療機関の需要に応じて納入できること。

※上記販売元との取引証明書を提出すること。

2 ワクチン納入場所

明石市内の予防接種実施医療機関 50医院

（落札決定後、発注担当課より、医療機関名、所在地及び連絡先を指示する。）

※下記3の納入期間内において、予防接種実施医療機関が追加された場合は、必ず対応しなければならない。

3 納入期間

2025年（令和7年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日まで

4 ワクチン運搬、納入及び保管方法

(1) 上記2の医療機関への納入は直送すること。

(2) 「予防接種ワクチンの取扱いについて」（昭和41年6月11日衛発第409号 各都道府県知事あて公衆衛生局長通知）、「ワクチン等生物学的製剤の取り扱いについて」（昭和42年11月4日薬発第792号 各都道府県知事あて薬務局長通知）、「ワクチン等生物学的製剤の適正な取り扱いについて」（昭和45年3月11日薬菌発第15号 都道府県衛生主管部（局）長あて薬務局細菌製剤課長通知）及び「**予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について**」（令和6年9月27日感発0927第2号 各都道府県知事あて厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知）の別添「定期接種実施要領」を厳守し、保管及び運搬中の温度管理等は適正にすること。

(3) 上記1で指定されているワクチンで国家検定に合格したことを示す検定証紙が貼られた認定品（未開封）を納入すること。

(4) 上記2の医療機関からの注文に対しては、注文日の翌日には配達完了すること。

(5) 各医療機関において、年度開始日（4月1日）の診療開始時から接種ができるよう、ワクチンを配達しなければならない。

(6) 販売元側の都合により各ワクチンの納入が困難となった場合は、明石市発注担当課と協議すること。

5 報告及び請求方法は下記のとおりである。

毎月初め（営業日から5日目まで）に、医療機関ごとのワクチン集計表（指定様式あり）と、納品伝票及び返品（交換）伝票を医療機関ごとに並び替えをして、請求書と一緒に明石市発注担当課へ提出すること。

6 その他

(1) 予定本数については、上記3の納入期間内に、予防接種制度の改正や新ワクチンの販売が開始された場合は、この限りではない。

(2) 契約締結後、新たに定期接種に導入されるワクチンについては、同一単価で同等品として指定する場合がある。

組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン購入仕様書

1 組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの包装形態、予定本数及び販売元について

物品名	包装形態	販売元	予定本数
組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン	シリンジ0.5ml／本	・MSD（株）	2,700本

※上記で指定する販売元のワクチンを、医療機関の需要に応じて納入できること。

※上記販売元との取引証明書を提出すること。

2 ワクチン納入場所

明石市内の予防接種実施医療機関 50 医院

（落札決定後、発注担当課より、医療機関名、所在地及び連絡先を指示する。）

※下記3の納入期間内において、予防接種実施医療機関が追加された場合は、必ず対応しなければならない。

3 納入期間

2025年（令和7年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日まで

4 ワクチン運搬、納入及び保管方法

(1) 上記2の医療機関への納入は直送すること。

(2) 「予防接種ワクチンの取扱いについて」（昭和41年6月11日衛発第409号 各都道府県知事あて公衆衛生局長通知）、「ワクチン等生物学的製剤の取り扱いについて」（昭和42年11月4日薬発第792号 各都道府県知事あて薬務局長通知）、「ワクチン等生物学的製剤の適正な取り扱いについて」（昭和45年3月11日薬菌発第15号 都道府県衛生主管部（局）長あて薬務局細菌製剤課長通知）及び「**予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について**」（令和6年9月27日感発0927第2号 各都道府県知事あて厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知）の別添「定期接種実施要領」を厳守し、保管及び運搬中の温度管理等は適正にすること。

(3) 上記1で指定されているワクチンで国家検定に合格したことを示す検定証紙が貼られた認定品（未開封）を納入すること。

(4) 上記2の医療機関からの注文に対しては、注文日の翌日には配達完了すること。

(5) 各医療機関において、年度開始日（4月1日）の診療開始時から接種ができるよう、ワクチンを配達しなければならない。

(6) 販売元側の都合により各ワクチンの納入が困難となった場合は、明石市発注担当課と協議すること。

5 報告及び請求方法は下記のとおりである。

毎月初め（営業日から5日目まで）に、医療機関ごとのワクチン集計表（指定様式あり）と、納品伝票及び返品（交換）伝票を医療機関ごとに並び替えをして、請求書と一緒に明石市発注担当課へ提出すること。

6 その他

(1) 予定本数については、上記3の納入期間内に、予防接種制度の改正や新ワクチンの販売が開始された場合は、この限りではない。

(2) 契約締結後、新たに定期接種に導入されるワクチンについては、同一単価で同等品として指定する場合がある。

組換え沈降B型肝炎ワクチン（酵母由来）購入仕様書

1 B型肝炎ワクチンの包装形態、予定本数及び販売元について

物品名	包装形態	販売元	予定本数
組換え沈降B型肝炎ワクチン（酵母由来）	バイアル0.25ml／本	・Meiji Seika ファルマ(株)	3, 300本
	バイアル0.5ml／本	・Meiji Seika ファルマ(株) 注1)	260本
	シリンジ0.25ml／本	・MSD(株)	3, 500本
	シリンジ0.5ml／本	・MSD(株) 注1)	10本

※上記で指定する販売元のいずれのワクチンも、医療機関の需要に応じて納入できること。

※上記販売元との取引証明書を提出すること。

注1) 本品については、販売元側の不都合により、他の製品だけでは、十分な数量を納入できないと発注担当課が判断した場合、代替製品として発注するものとし、その様な場合を除いては、発注しない予定である。

2 納入場所

明石市内の予防接種実施医療機関 40 医院

（落札決定後、発注担当課より、医療機関名、所在地及び連絡先を指示する。）

※下記3の納入期間内において、予防接種実施医療機関が追加された場合は、必ず対応しなければならない。

3 納入期間

2025年（令和7年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日まで

4 ワクチン運搬、納入及び保管方法

(1) 上記2の医療機関への納入は直送すること。

(2) 「予防接種ワクチンの取扱いについて」（昭和41年6月11日衛発第409号 各都道府県知事あて公衆衛生局長通知）、「ワクチン等生物学的製剤の取り扱いについて」（昭和42年11月4日薬発第792号 各都道府県知事あて薬務局長通知）、「ワクチン等生物学的製剤の適正な取り扱いについて」（昭和45年3月11日薬菌発第15号 都道府県衛生主管部（局）長あて薬務局細菌製剤課長通知）及び「**予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について**」（令和6年9月27日感発0927第2号 各都道府県知事あて厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知）の別添「定期接種実施要領」を厳守し、保管及び運搬中の温度管理等は適正にすること。

(3) 上記1で指定されているワクチンで国家検定に合格したことを示す検定証紙が貼られた認定品（未開封）を納入すること。

(4) 上記2の医療機関からの注文に対しては、注文日の翌日には配達完了すること。

(5) 各医療機関において、接種開始日（4月1日）の診療開始時から接種ができるよう、ワクチンを配達しなければならない。

(6) 販売元側の都合により各ワクチンの納入が困難となった場合は、明石市発注担当課と協議すること。

5 報告及び請求方法は下記のとおりである。

毎月初め（5営業日まで）に、医療機関ごとのワクチン集計表（指定様式あり）と、納品伝票及び返品（交換）伝票を医療機関ごとに並び替えをして、請求書と一緒に明石市発注担当課へ提出すること。

6 その他

(1) 予定本数については、上記3の納入期間内に、予防接種制度の改正や新ワクチンの販売が開始された場合は、この限りではない。

(2) 契約締結後、新たに定期接種に導入されるワクチンについては、同一単価で同等品として指定する場合がある。

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン・乾燥弱毒生麻しんワクチン・
乾燥弱毒生風しんワクチン購入仕様書

- 1 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン・乾燥弱毒生麻しんワクチン・乾燥弱毒生風しんワクチンの包装形態、
予定本数及び販売元について

物品名	包装形態	販売元	予定本数
乾燥弱毒生麻しん風しん 混合ワクチン	瓶入 1 人分 1 本、 溶剤 1 本 0.7ml	・武田薬品工業（株） ・第一三共（株） ・田辺三菱製薬（株）	4, 7 0 0 セット
乾燥弱毒生麻しんワクチ ン	瓶入 1 人分 1 本、 溶剤 1 本 0.7ml	・武田薬品工業（株）	1 0 セット
乾燥弱毒生風しんワクチ ン	瓶入 1 人分 1 本、 溶剤 1 本 0.7ml	・武田薬品工業（株）	1 0 セット

※上記で指定する販売元のいずれのワクチンも、医療機関の需要に応じて納入できること。

※上記販売元との取引証明書を提出すること。

- 2 ワクチン納入場所

明石市内の予防接種実施医療機関 4 5 医院

（落札決定後、発注担当課より、医療機関名、所在地及び連絡先を指示する。）

※下記 3 の納入期間内において、予防接種実施医療機関が追加された場合は、必ず対応しなければならない。

- 3 納入期間

2 0 2 5 年（令和 7 年）4 月 1 日から 2 0 2 6 年（令和 8 年）3 月 3 1 日まで

- 4 ワクチン運搬、納入及び保管方法

- 上記 2 の医療機関への納入は直送すること。
- 「予防接種ワクチンの取扱いについて」（昭和 4 1 年 6 月 1 1 日衛発第 4 0 9 号 各都道府県知事あて公衆衛生局長通知）、「ワクチン等生物学的製剤の取り扱いについて」（昭和 4 2 年 1 1 月 4 日薬発第 7 9 2 号 各都道府県知事あて薬務局長通知）、「ワクチン等生物学的製剤の適正な取り扱いについて」（昭和 4 5 年 3 月 1 1 日薬菌発第 1 5 号 都道府県衛生主管部（局）長あて薬務局細菌製剤課長通知）及び「**予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について（令和 6 年 9 月 2 7 日感発 0 9 2 7 第 2 号 各都道府県知事あて厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知）**」の別添「定期接種実施要領」を厳守し、保管及び運搬中の温度管理等は適正にすること。
- 上記 1 で指定されているワクチンで国家検定に合格したことを示す検定証紙が貼られた認定品（未開封）を納入すること。
- 上記 2 の各医療機関からの注文に対しては、注文日の翌日には配達完了すること。
- 各医療機関において、年度開始日（4 月 1 日）の診療開始時から接種ができるよう、ワクチンを配達しなければならない。
- 販売元側の都合により各ワクチンの納入が困難となった場合は、明石市発注担当課と協議すること。

5 報告及び請求方法は下記のとおりである。

毎月初め（営業日から5日目まで）に、医療機関ごとのワクチン集計表（指定様式あり）と、納品伝票及び返品（交換）伝票を医療機関ごとに並び替えをして、請求書と一緒に明石市発注担当課へ提出すること。

6 その他

- (1) 予定本数については、上記3の納入期間内に、予防接種制度の改正や新ワクチンの販売が開始された場合は、この限りではない。
- (2) 契約締結後、新たに定期接種に導入されるワクチンについては、同一単価で同等品として指定する場合がある。